


所管部課	社会教育部中央図書館	部長	小俣 学	
件名	東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立図書館運営規則		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>立川市との図書館相互利用を開始するのにあたり、東大和市立図書館運営規則に定める「図書館奉仕を受けることができる者」に、「立川市」を加える。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>東大和市立図書館運営規則 第3条第1項第3号中 「又は武蔵村山市」を「、武蔵村山市又は立川市」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成27年7月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>図書館の相互利用は、東村山市、武蔵村山市に続き、立川市が3市目となる。 立川市との相互利用が開始されると、東大和市民も立川市図書館を利用できるようになり、市民サービスの向上に繋がる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済 平成27年3月27日開催の教育委員会で審議済</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>相互利用開始にあたっては、市報、ホームページ、ポスターなどにより周知する。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、すみやかに事務手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。